特定非営利活動法人　ジャパンハートクラブ

定　　款

認証：2004／4／6（東京都）
登記：2004／5／6（渋谷区法務局）

特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人ジャパンハートクラブと称し、英文では Japan Heart Club（略称JHC）と表記する。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、心臓リハビリテーションの技法並びに運動心臓病学の知識を活用し、運動療法を中心とした地域の健康維持増進活動並びに循環器病の一次予防と二次予防活動を行うため、調査研究、普及啓発及び指導者の教育育成等の事業を人々の善意とボランタリー精神をもって行い、国民が健康で質の高い生活をより長く享受することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１） 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２） 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（３） 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１） 学術集会の開催等による健康増進活動・循環器疾患の予防に関する研修事業

（２） 学術誌及び図書等の発刊による健康増進活動・循環器疾患の予防に関する普及広報事業

（３） 健康増進活動及び循環器疾患の予防に関する調査研究

（４） 運動療法・心臓リハビリテーションの教育研究及び実践組織の運営

（５） 運動療法・心臓リハビリテーション指導者の教育に関する事業

（６） 国内外の関係学術諸団体との提携

（７） 健康器具及び健康食品等の健康関連商品の販売

（８） その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

（１） コンピュータソフトウェアの開発及び販売

（２） 出版事業

3 前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第３章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１） 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会する個人

（２） 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（３） 活動会員 この法人の事業に参加するため入会した個人

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１） 退会届の提出をしたとき

（２） 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

（３） 継続して１年以上会費を滞納し督促に応じないとき

（４） 除名されたとき

（退会）

第１０条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） この定款に違反したとき

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（入会金及び会費の不返還）

第１２条 既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第４章 役員等

（種別及び定数）

第１３条 この法人に次の役員を置く。

（１） 理 事 ５人以上２５人以下

（２） 監 事 １人以上３人以下

2 理事のうち、1 人を理事長とし、副理事長を３人以内置く。

（選任等）

第１４条 理事は、総会で選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により、理事会で選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4 法第２０条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条 理事長は、この法人を代表し、会務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

（１） 理事の業務執行の状況を監査すること

（２） この法人の財産の状況を監査すること

（３） 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

（４） 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること

（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（任期等）

第１６条 役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 前２項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事及び監事は総会において、それ

ぞれ出席者総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（報酬等）

第１９条 役員は、報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局）

第２０条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（評議員）

第２１条 この法人に、理事会が必要と認めたとき評議員を置くことができる。

2 評議員は、正会員の中から、理事会で選任する。

3 評議員の任期は２年とし、選任された年の定例総会終結時より次々期定例総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 前３項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章 会議

（種別）

第２２条 この法人の会議は、総会、理事会、評議員会の３種とする。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

（構成）

第２３条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

（権能）

第２４条 総会は、以下の事項について議決する。

（１） 定款の変更

（２） 解散

（３） 合併

（４） 会員の除名

（５） 入会金及び会費の額

（６） 役員の選任、解任、職務及び報酬

（７） 事業計画及び予算

（８） 事業報告及び決算

（９） 解散における残余財産の帰属

（１０） その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

（１） 総会に付すべき事項

（２） 総会の議決した事項の執行に関する事項

（３） その他この法人の運営に関する必要な事項

3 評議員会は、理事長の諮問に応じて審議する。

（開催）

第２５条 定例総会は、毎年１回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

（３） 第１５条第４項第４号の規定に基づいて、監事が招集するとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 理事長が必要と認めたとき

（２） 理事総数の３分の1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき

（３） 第１５条第４項第５号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき

4 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認めたとき

（２）評議員総数の１０分の１以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき

（招集）

第２６条 前条第２項第３号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第３項第２号及び第３号の規定により請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。また、前条第４項第２号の規定により請求があったときは、その日から３０日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（運営方法）

第２７条 会議の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

（議長）

第２８条 会議の議長は、総会における正会員、理事会における理事及び評議員会における評議員（以下「構成員」という。）の互選により選出する。

（定足数）

第２９条 総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。

3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第３０条 会議における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会議の構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事または会議の構成員が、会議の目的である事項について提案した場合において、会議の各構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の議決があったものとみなす。

（表決権等）

第３１条 会議における構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、前２条、次条第１項及び第４４条の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３２条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所

（２） 構成員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３） 審議事項

（４） 議事の経過の概要及び議決の結果

（５） 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び当該会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印又は署名した上、この議事録をこの法人の事務所において５年間備え置く。

3 前２項の規定にかかわらず、各構成員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思を表示したことにより、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

（１） 会議の決議があったものとみなされた事項の内容

（２） 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

（３） 会議の決議があったものとみなされた日及び各構成員総数

（４） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 資産及び会計

（資産の構成）

第３３条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１） 設立当初の財産目録に記載された資産

（２） 入会金及び会費
（３） 寄付金品
（４） 財産から生じる収益
（５） 事業に伴う収益
（６） その他の収益

（資産の区分）
第３４条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第３５条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第３６条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第３７条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第３８条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（予備費の設定及び使用）
第３９条 削除

（予算の追加及び更正）
第４０条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４１条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会で議決しなければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４２条 この法人の事業年度は、毎年５月１日に始まり、翌年４月３０日に終わる。

（臨機の措置）
第４３条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならないものとし、次の評議員会及び総会に報告することとする。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４４条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４５条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１） 総会の決議

（２） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３） 正会員の欠亡

（４） 合併

（５） 破産手続開始の決定

（６） 所轄庁による認証の取消し

2 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４６条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡する。

（合併）

第４７条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第４８条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 雑則

（細則）

第４９条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事 長 濱本 紘

副理事長 伊東 春樹

理 事 安達 仁

同 石原 俊一

同 大宮 一人

同 木村 穣

同 小堀 悦孝

同 長山 雅俊

同 野原 隆司

同 牧田 茂

同 山田 純生

監 事 板澤 葉子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年度決算に係る定例総会終結の時までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第３８条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、成立の日から平成１７年４月３０日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正 会 員(個人) 入会金 5,000 円 年会費 5,000 円

(2) 賛助会員(個人) 入会金 0 円 年会費 １口5,000 円（１口以上）

(団体) 入会金 0 円 年会費 １口5,000 円（10 口以上）

(3) 活動会員(個人) 入会金 １口 5,000 円(１口以上) 年会費 １口 3,000 円（１口以上）

附則

１この変更された定款は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

附則

１この変更された定款は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。

附則

1 この変更された定款は、平成 29 年 7 月 16 日から施行する。

附則

1 この変更された定款は、令和 8 年 10 月 22 日から施行する。